

『自然でんき』

(Powered by SBパワー) [低圧]

お申し込みに際しての留意事項【要約版】

お申し込みいただく前に、必ず本書に付随した重要事項説明書をお読みいただき、内容をご確認のうえ電気需給契約をお申し込みください。

電気のご契約の切り替えについて

- 電気の供給は、SBパワー株式会社が行ないます。
- 電気契約の切り替えに際しては、次の内容にご注意ください。
 - 現在の電力会社(小売電気事業者)から違約金を請求されることや、付与されているポイントが失効する場合があります。
 - ▶ 現在の電力会社(小売電気事業者)の継続利用特典が消滅する場合があります。
- 転居で電気のご使用を解約される際は、自動解約とはなりませんので、ご自身で必ず解約手続きを行ってください。

ご契約後の料金にご注意ください

- 現在ご加入中のプラン(オール電化ユーザー向けプランや他社新電力プランなど)によっては、「自然でんき」ご加入後の料金が高くなる可能性がありますので、よくお確かめのうえ、お申し込みください。
- 電気料金に含まれる燃料費調整額については、上限の設定はありません。これにより、現在ご契約中の電力プランよりも高くなる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 2023年6月1日ご使用分より、東北電力/東京電力/関西電力/九州電力エリアにおいて、電力 市場価格に連動する新たな調整項目を導入しております。これにより、需給ひつ迫時など電力市場価 格が高騰した場合、電気料金が高くなる可能性があります。

ご請求金額の確認等

- ご請求金額や電気のご使用状況等は、ソフトバンクの場合は「My SoftBank」、ワイモバイルの場合は「My Y!mobile」からご確認ください
- お客さまが書面による明細書の発行をご希望された場合、でんき明細書オプション発行手数料として、原則として1通につき165円〔税込〕 をご請求いたします。
- お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行される場合、 請求書発行手数料として1回につき253円(税込)をご請求いたします。※2025年5月より口座振替、クレジットカードなどの支払い方法が 設定されていない場合についても、1回につき253円(税込)をご請求いたします。

- 1	88	気契	ところ	备在 经	1117
- 1		CAS Marie L	- A3 II 0 III I	** (a eli 10).	
- 1	100				

• 電気料金が支払われない場合、電気のご契約を解約する場合があります。

お問い合わせ先

• お問い合わせは、ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター(Tel 0800-170-3710 受付時間 午前9時~午後8時〔年中無休〕)までご連絡ください。



自然でんき

Powered by SB パワー [低圧]

電気の供給に係る重要事項説明書

本書面は、お客さまが「自然でんき」をお申し込みされる際に、電気事業法第2条の13第1項及び第2項並びに電気事業法施行規則第3条の12及び第3条の13に基づき、お客さまとSBパワー株式会社との電気需給契約の概要、及びご注意が必要な事項を説明するものです。また、これに関連するサービスや電気料金に関わる詳細な情報は、ウェブサイトに掲載していますので、本書面とあわせて、必ずご確認ください。なお、電気の供給は、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)の子会社であるSBパワー株式会社(以下「SBパワー」といいます。)が行ないます。

「自然でんき」に関する重要事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ内容をご理解ください

1. 需給契約の成立、契約期間及び不利益的事項に関する注意

- (1) お客さまが「自然でんき」の契約される場合、又は「自然でんき」の契約内容を変更される場合は、あらかじめSBパワーの電気需給約款[低圧](以下「需給約款」といいます。)及び一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項(詳細は、「9. 託送供給等約款の遵守」を参照ください。)を遵守していただくことをご承認のうえ、SBパワー及びソフトバンク等の電気需給契約に係る媒介者指定の申込方法によってお申し込みいただきます。
- (2) 電気の供給は、小売電気事業者であるSBパワー(小売電気事業者登録番号:A0186)が行ないます。なお、ソフトバンク(東京都港区海岸一丁目7番1号所在、代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川潤一)又はソフトバンクグループ株式会社(東京都港区海岸一丁目7番1号、代表取締役 会長兼社長執行役員 孫 正義)のソフトバンク以外の子会社又は関連会社(以下、総称して「グループ媒介者」といいます。)は、お客さまとSBパワーとの電気需給契約の媒介を行なうことがあります。
- (3) 自然でんきによる需給契約は、お客さまからのお申し込みをSBパワーが承諾したときに契約が成立いたします。ただし、電気料金の未払いやスイッチング手続きにおけるマッチング不一致等の事由によって供給条件が整わない場合、又はSBパワーの供給条件を満たさないお客さまについては、お客さまのお申し込みの全部又は一部をお断りする場合があります。この場合、その理由をお客さまにお知らせします。
- (4) 電気の需給開始日は、お客さまとSBパワーとの電気需給契約の成立 後、原則として、標準処理期間(電気需給契約の切り替え手続き等に 要する期間)満了後の最初の検針日又は計量日といたします。
- (5) 契約期間は、電気需給契約が成立した日から電気料金の適用開始 の日以降1年目の日までといたします。
- (6) 契約締結前及び契約締結後の書面交付は、電子メールの送信又は SBパワーの指定ウェブサイトに掲載し電気通信回線を通じてお 客さまの閲覧に供する方法(以下「電子交付」といいます。なお、電子交付を受けるためには、インターネットブラウザソフト及び Adobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト等を必要とします。) によりお知らせいたします
- (7) 契約期間満了に先だって、お客さま、又はSBパワー若しくはグループ 媒介者から契約の解約等に係る別段の意思表示がない場合には、電 気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるも のといたします。なお、契約期間が更新される場合、SBパワーは、更 新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまにご 説明し、更新後に、SBパワーの名称及び住所、電気需給契約の契約 更新年月日、更新後の契約期間並びに供給地点特定番号を、電子 交付にてお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらか じめご了承いただきます。
- (8) SBパワー以外の小売電気事業者から電気需給契約を切り替えていただく場合には、次のような不利益事項(ただし、これは例示であり、これらに限られるものではありません。)が発生する場合がありますのでご注意ください。なお、実際にどのような不利益を被るかについては、現在の小売電気事業者との電気需給契約の内容をご確認ください。
 - ①現在の電気需給契約を解約することにより、現在お客さまが契約されている電力会社(小売電気事業者)から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - ②現在の電気需給契約において、ポイント等の特典がある場合には、 解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - ③現在の電気需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受け

- ている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- ④現在の電気需給契約を解約することにより、解約までの期間中における電気の使用量や請求金額等の電気の使用実績を照会できなくなる可能性があります。
- (9) 神奈川県内のお客さまへ供給する全部または一部の電力は、神奈川 県内の水力発電所により発電された電気で構成されます

2. 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- (1) 供給電気方式及び供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト、又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合については、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (2) 周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、北海 道エリア、東北エリア及び東京エリアについては、原則として標準周波 数50ヘルツとし、中部エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア及び 九州エリアについては、原則として標準周波数60ヘルツといたします。

3. 契約雷流等

(1) アンペアブレーカー契約の場合

契約電流(アンペア)は、お客さまのお申し出によって定めるものとし、10 アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかといたします(ただし、原則としてスイッチングのお申し込み時に、同時に、契約電流を変更することはできません。)。なお、一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められるときは、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。また、他の小売電気事業者からSBパワーへ電気需給契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を基準として、契約電流を定めるものといたします。

(2) 最低料金制契約の場合

使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満である場合に適用いたします。なお、最大需要容量6キロボルアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまとSBパワー又は一般送配電事業者との協議によって行ないます。

(3) 主開閉器契約等の場合

契約容量(キロボルトアンペア)は、原則として契約主開閉器の定格電流に基づき算定するものとし、次式(契約容量の算定方式)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からSBパワーへ電気需給契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を基準に、契約容量を定めるものといたします。なお、SBパワー又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。また、契約主開閉器の定格電流に基づき算定できない場合等特別の事情がある場合には、お客さまとSBパワーとの協議によって契約容量を定めるものといたします。。

〔契約容量の算定方法〕

① 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルト

若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 $(\gamma \gamma \gamma) \times$ 電圧 $(\pi' \mu) \times \frac{1}{1,000}$

② 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルト の場合

契約主開閉器の定格電流 (アンヘ°ア) ×電圧 (**i) × 1.732× $\frac{1}{1.000}$

4. 供給区域

「自然でんき」における供給区域は、次の地域といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

エリア名	供給区域となる地域
北海道エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域となる北海 道
東北エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域となる青森 県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)
中部エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知 県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きま す)、静岡県(富士川以西)、長野県
関西エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域となる鳥取県、島根県「隠岐諸島(島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島)を除きます。」、岡山県、広島県、山口県(見島を除きます。)、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域となる徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県(一部を除きます。)
九州エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域となる福岡県、佐 賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

5. 電気料金単価表〔税込〕

(1) 北海道エリアの場合

電気料金は、アンペアブレーカー契約又は主開閉器契約等にかかわらず電力量料金のみとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

43円28銭

(2) 東北エリアの場合

電気料金は、アンペアブレーカー契約又は主開閉器契約等にかかわらず電力量料金のみとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

38円54銭

(3) 東京エリアの場合

電気料金は、アンペアブレーカー契約又は主開閉器契約等にかかわらず電力量料金のみとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

36円55銭

(4) 中部エリアの場合

電気料金は、アンペアブレーカー契約又は主開閉器契約等にかかわらず電力量料金のみとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

27円89銭

(5) 関西エリアの場合

電気料金は、最低料金制契約又は主開閉器契約等にかかわらず電力量料金のみとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

23 円 60 銭

(6) 中国エリアの場合

電気料金は、最低料金制契約又は主開閉器契約等にかかわらず電力 量料金のみとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

37円58銭

(7) 四国エリアの場合

電気料金は、最低料金制契約又は主開閉器契約等にかかわらず電

力量料金のみとし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

35 円 74 銭

(8) 九州エリアの場合

電気料金はアンペアブレーカー契約又は主開閉器契約等にかかわらず電力量料金のみとし、電力量料金のみとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量1キロワット時につき

25円35銭

6. ご請求金額の計算方法等

- (1) 月々の電気料金、使用電力量その他お客さまへのご案内事項は、原則として、ソフトバンク又はグループ媒介者のウェブサービスを通じて、お客さまにお知らせします。
- ② 電気料金の算定方法は、次のとおり算定いたします。なお、基本料金はありません。
 - ① 北海道電力エリア、中部電力エリア、 中国電力エリア及び四国電力エリア

電気料金は、その1月の使用電力量に応じて 算定する電力量料金及び再生可能エネルギ 一発電促進賦課金の合計といたします。な お、電力量料金は、燃料価格の変動に応じ て、燃料費調整額を加算又は減算して算定い たします。

② 東北電力エリア、東京電力エリア、 関西電力エリア及び九州電力エリア

電気料金は、その1月の使用電力量に応じて 算定する電力量料金、再生可能エネルギー発 電促進賦課金及び電力市場連動額の合計と いたします。なお、電力量料金は、燃料価格の 変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算 して算定いたします。電力市場連動額は、 2023年6月1日より適用することといたします。

※燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限を設定していないため、地域の電力会社より高額となることがあります。

※東北電力エリア、東京電力エリア、関西電力 エリア、九州電力エリアにおける電力市場連動 額は、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰 した場合、高額になる可能性があります。

③ 燃料費調整

① 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、α、β及びγの値は、契約種別に応じた別紙2における付表(以下「付表」といいます。)

のとおりといたします。また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times α + B \times β + C \times γ$ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1ト ン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1ト ン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当 たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当 たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、そ の端数は、小数点以下第1位で四捨五入 いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、基準燃料価格、基準単価は、付表のとおりといたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

燃料費= (付表の基準燃料価 × <u>基準単価</u> 調整単価 格-平均燃料価格) × <u>基準単価</u> 1,000

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 付表の基準燃料価格を上回る場合

付表の

燃料費= (平均燃料価格-付 × <u>基準単価</u> 調整単価 表の基準燃料価格) × 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に適用し、次表(燃料費調整適用表)のとおりといたします。なお、スマートメーターにより計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、検針日を計量日と読み替えて適用いたします。

〔燃料費調整適用表〕

〔燃料費調整適用表〕				
平均燃料価格	燃料費調整単価			
算定期間	適用期間			
左左1日1日ふさ	その年の5月の検針			
毎年1月1日から	日から6月の検針日			
3月31日までの期間	の前日までの期間			
左左 0 日 1 日みさ	その年の6月の検針			
毎年2月1日から	日から7月の検針日			
4月30日までの期間	の前日までの期間			
左左り 日1日みさ	その年の7月の検針			
毎年3月1日から	日から8月の検針日			
5月31日までの期間	の前日までの期間			
左左 4 目 1 目 3 · č	その年の8月の検針			
毎年4月1日から	日から9月の検針日			
6月30日までの期間	の前日までの期間			
	その年の9月の検針			
毎年5月1日から	日から 10 月の検針			
7月31日までの期間	日の前日までの期			
	間			
	その年の 10 月の検			
毎年6月1日から	針日から 11 月の検			
8月31日までの期間	針日の前日までの			
	期間			
	その年の 11 月の検			
毎年7月1日から	針日から 12 月の検			
9月30日までの期間	針日の前日までの			
	期間			
	その年の 12 月の検			
毎年8月1日から	針日から翌年の1月			
10月31日までの期間	の検針日の前日ま			
	での期間			
左左 0 日 1 日ふさ	翌年の1月の検針日			
毎年9月1日から	から2月の検針日の			
11月30日までの期間	前日までの期間			
毎年 10 日 1 日から	翌年の2月の検針日			
毎年10月1日から	から3月の検針日の			
12月31日までの期間	前日までの期間			
毎年11月1日から翌	翌年の3月の検針日			
年の1月31日までの	から4月の検針日の			
期間	前日までの期間			
毎年12月1日から翌				
年の2月28日までの	翌年の4月の検針日			
期間(翌年が閏年とな	から5月の検針日の			
る場合は,翌年の2月	前日までの期間			
29 日までの期間)				
二 燃料費調整額				

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロ によって算定された燃料費調整単価を適用し て算定いたします。ただし、関西電力エリア、 中国電力エリア、四国電力エリアの〔従量電灯 A相当]及び沖縄電力エリアの[従量電灯相 当]の最低料金制契約のお客さまについては、 最低料金適用電力量までは最低料金適用電 力量に適用される燃料費調整単価といたしま す。なお、最低料金適用電力量とは、関西電 カエリア及び中国電力エリアの場合は1契約 につき最初の15キロワット時までの最低料金 が適用される電力量をいい、四国電力エリア の場合は1契約につき最初の11キロワット時、 沖縄電力エリアの場合は1契約につき最初の 10キロワット時までの最低料金が適用される電 力量をいいます。

② 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動 した場合の値とし、付表のとおりといたします。

③ 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、燃料費調整単価を当社が適当と 判断した方法によりお知らせいたします。

(4) 電力市場連動調整

- ①電力市場連動額の算定
- イ 電力市場連動単価

電力市場連動単価は、一般社団法人日本卸電力取引所の30分ごとの各エリアのスポット市場価格(エリアプライス)にもとづき、次の算式によって算定されます。なお、参照するスポット市場価格は、日本卸電力取引所が公表するスポット市場の約定価格(税抜)に1.1(消費税相当額)を乗じたものといたします。

電力市場 (その時間帯の 市場調達 連動単価 - 基準市場価格 × 比率

ロ 基準市場価格

基準市場価格については、当社の需給計画をもとに4月1日から始まる1年ごとに見直すこととし、その年度が始まる2か月前までに当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

ハ 市場調達比率

市場調達比率については月ごとの電力市場からの調達比率に応じて定めるものとします。 毎月の市場調達比率については、当社の需給計画をもとに4月1日から始まる1年ごとに見直すこととし、その年度が始まる2か月前までに1年分の市場調達比率を当社が適当と 判断した方法によりお知らせいたします。

二 電力市場連動額

電力市場連動額は、30 分ごとの使用電力量 にイによって算定されたその時間帯の電力市 場連動単価を適用して算定した値の、(5)電 気料金の算定期間に定める期間における総 和といたします。計量器が設置されていない お客さま、またはスマートメーターではない旧 計器メーターをお使いのお客さま、スマートメ ーターを設置済みであっても通信機能が実装 されていないお客さまは、算定期間内の総使 用電力量を一般送配電事業者が30分単位で 案分したものを、お客さまの 30 分ごとの使用 電力量とみなして算定いたします。ただし、算 定期間のうち、算定期間の初日から前月の末 日までの期間または当月の1日から算定期間 の末日までの期間の使用電力量が 1kWh 未 満の場合、当該 1kWh 未満の期間においては、 電力市場連動額は請求いたしません。

②電力市場連動調整の適用 電力市場連動調整は、次のエリアに適用いた します。

東北電力エリア、東京電力エリア、関西電力エリア、九州電力エリア

③電力市場連動単価のお知らせ

当社は、電力市場連動単価を当社のホームページ等で適用日の前日にお知らせいたします。

- (5) 電気料金の算定期間は、前月の検針日又は計量日(使用電力量等が 記録される日をいいます。)から当月の検針日又は計量日の前日までの 期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、又はこの需給契約が 消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日から直後の検針日又 は計量日若しくは直前の検針日又は計量日から消滅日の前日までの 期間といたします。
- (6) 使用電力量等の計量は、一般送配電事業者が計量した値といたします。 ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合には、お客さまと一般送配電事業者及びSBパワーとの協議により定めるものといたします。なお、SBパワーは、一般送配電事業者の計量の結果をお客さまにお知らせします。
- (7) 記録型計量器(以下「スマートメーター」といいます。)の設置が電気需給契約の需給開始日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、原則として、スマートメーター以外の計量器により計量された使用電力量を均等に配分してえられる値といたします。
- (8) 電気料金の支払期日は、ソフトバンク又はグループ媒介者の電気通信サービスとセットでお支払いいただく場合には、「ソフトバンクでんきPowered by SBパワー 請求サービス約款」(以下「SB請求約款」といいます。)に準ずるものとし、原則として請求日の属する月の翌々月末までに、お客さまからソフトバンク又はグループ媒介者にお支払いしていただきます。なお、これによりがたい場合には、原則として請求日の属する月の翌月末までに、お客さまからSBパワーにお支払いしていただきます。なお、ソフトバンク、グループ媒介者又はSBパワーは、お客さまが支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。
- (9) でんき明細書オプション発行手数料

お客さまが書面による明細書の発行をご希望された場合、でんき明細

書オプション発行手数料として、原則として1通につき165円〔税込〕をご 請求いたします。なお、このでんき明細書オプション発行手数料は、電 気料金とあわせてご請求いたします。

(10) 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行される場合、請求書発行手数料として1回につき253円[税込]をご請求いたします。※2025年5月より口座振替、クレジットカードなどの支払い方法が設定されていない場合についても、1回につき253円[税込]をご請求いたします。

7. おうちレスキューにおける重要事項

「おうちレスキュー」はSBパワーが提供するおうちでんき又は自然でんきを契約いただいたお客さまに対しソフトバンクが提供するサービスです。

【サービスの内容】

- ①カギのかけつけ作業
- ②水回りのかけつけ作業
- ③ガラスのかけつけ作業
- ※出張料及び30分以内の作業料が無料。
- ※作業内容によっては、部品代、特殊作業代、延長料金などの料金が発生 する場合があります。

【おうちレスキュー権利使用期間】

・需給契約のお申し込みをいただいた日の翌日から2年間。

【解約条件】

・SBパワーとの需給契約を解約した場合。

【ソフトバンクへの個人情報提供について】

・SBパワーは、ソフトバンクが「おうちレスキュー」を提供する都度、当該サービスの提供可否を確認するため、ソフトバンクに対し、お客さまの契約の継続有無を提供いたします。

・「おうちレスキュー」利用規約

https://cdn.softbank.jp/energy/set/data/campaigns/list/ouchiwari-rescue/pdf/ouchirescue-kiyaku.pdf

8. スマートメーターの設置

- (1) スイッチング(電気の小売供給を行なう小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることをいいます。)の場合で、スマートメーターが設置されていないお客さまは、原則としてスマートメーターへの交換が必要となります。
- (2) スマートメーターは、一般送配電事業者又は一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等が設置し、一般送配電事業者が所有し、維持及び運用を行ないます。また、スマートメーターの設置日については、事前に、一般送配電事業者又は一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等からお客さま宛にお知らせします。なお、スマートメーターへの取替え工事に係る費用は、原則として無償*です。ただし、工事にともない停電することがありますので、詳細は一般送配電事業者へご確認ください。
 - ※お客さまのご要望に応じて、一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に特別な工事が発生する場合等については、工事費負担金等相当額をお支払いいただくことがあります。

9. SBパワーからの申し出による契約の解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、SBパワーは、需給契約を解 約することがあります。
 - ①お支払期日を経過してなお電気料金等をお支払いいただけない場合
 - ②お支払期日を経過してなお他の需給契約(既に消滅しているものを 含みます。)の電気料金をお支払いいただけない場合
 - ③需給約款、SB請求約款からの請求によってお支払いを要することになった電気料金等をお支払いいただけない場合
 - ④ソフトバンク又はグループ媒介者による電気料金の合算請求が終了 される場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、SBパワーがその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③その他、需給約款又は託送供給等約款の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約する場合には、原則として解約日の15日前までに、SBパワーはその旨をお客さまにお知らせします。

10. 託送供給等約款の遵守

(1) お客さまの土地又は建物への立ち入り及び調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者又は一般送配電事業者が委託した工事業者等が、お客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由が

- ない限り、立ち入ること及び業務を実施することをお客さまにご承諾いた だきます。
- (2) 保安に対するお客さまの協力
 - お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに 一般送配電事業者にご連絡ください。
 - ①電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異常又は故障が生じるおそれがある場合
 - ②お客さまの電気工作物に異常又は故障が生じるおそれがあり、それ が一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (3) 供給の中止又は使用の制限若しくは中止
 - SBパワーは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、 次の場合には、お客さまへの電気の供給を中止し、又は制限する場合 があります。
 - ①一般送配電事業者及びお客さまの電気工作物に異常又は故障が生 じるおそれがある場合
 - ②一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむ を得ない場合
 - ③その他保安上必要がある場合
- (4) お客さまには、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。 また、お客さまは、一般送配電事業者からの求めにより、SBパワーが、 一般送配電事業者又は第三者にお客さまの需給契約の内容等を開示 する場合があることにつき、あらかじめご承諾していただきます。

11. 工事費負担金等相当額のご請求等

- (1) SBパワーは、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る 工事費用負担金、臨時工事費その他の費用の実費又は実費相当額 の請求を受けた場合、原則として、事前にお客さまに確認を行なった うえで、当該請求を受けた金額に相当する金額を、原則として一般送 配電事業者の工事着手前にお客さまからご請求いたします。
- (2) SBパワーから他の小売電気事業者にスイッチングする場合、又は引越し等の理由により、電気需給契約を契約期間満了前に解約する場合等において、一般送配電事業者の供給設備の変更をともなわない場合には、(1)の工事費負担金等相当額が発生しないことがあります。

12. 需給契約の変更、終了に伴うお客さまの負担

- (1) お客さまが契約電流または契約容量を新たに 設定し、もしくは増加された後1年に満たない でこの需給契約を消滅させる場合、またはお 客さまが契約電流または契約容量を新たに設 定し、もしくは増加された後1年に満たないで 契約電流または契約容量を減少しようとされる 場合で、託送供給等約款に定めるところにより、 SBパワーが、電気料金または工事費の精算 に係る請求を一般送配電事業者から受けた 場合には、SBパワーは、当該精算に相当する 金額(以下「1年未満臨時精算」といいます。) をお客さまから申し受けます。
- (2) 1年未満臨時精算は、原則としてこの需給契約の消滅時に発生する最後の電気料金とあわせて支払っていただきます(お客さまが希望される場合で、ソフトバンクまたは媒介者が電気料金等の請求をさせていただく場合には、ソフトバンクまたは媒介者に支払っていただきます。)。なお、電流制限器等の一般送配電事業者の供給設備を常置する等の場合は、1年未満臨時精算の対象とならないことがあります。

13. 違 約 金

(1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために電気料金の全部又は一部のお支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、SBパワー、ソフトバンク又はグ

ループ媒介者は、お客さまから違約金としてご請求いたします。

- (2) (1)の免れた金額は、SBパワーが定める電気料金その他の供給条件に もとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された 金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、SBパワーが決定した期間 といたします。

14. 小売電気事業における個人情報の取扱い

SBパワー、ソフトバンク又はグループ媒介者は、小売電気事業の運営において直接又は間接的に収集したお客さま情報及び個人情報を、次のとおり取扱います。

(1) お客さま情報及び個人情報の利用目的

SBパワー、ソフトバンク又はグループ媒介者では、取得したお客さま情報及び個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、次の利用目的以外で当該お客さま情報及び個人情報を利用する場合、その都度、変更後の利用目的を明確にし、通知若しくは公表、又は同意をいただきます。

- ①小売電気事業において必要となる電力受給契約及び電気需給契約 等の締結並びにそれらに関する業務
- ②電力広域的運営推進機関が提供するスイッチング支援システムの利 用にともなう業務
- ③一般送配電事業者^{※1}との託送供給等契約の締結及びそれに関する 業務
- ④小売電気事業に関する手続きのご案内及び情報提供等のお客さま サポート業務
- ⑤電気料金等の各種料金の計算及び請求
- ⑥小売電気事業において必要となる工事、保守及び障害対応等の業 務
- ⑦SBパワー及び他社の商品、サービス及びキャンペーンのご案内等
- ⑧小売電気事業における事故及び事件等の防止
- ⑨小売電気事業におけるSBパワーの権利取得・保全管理等
- ⑩電気の使用量等を用いた各種マーケティング調査及び分析
- ⑪各種お問い合わせ・権利行使等に対する対応
- ⑫上記各号に付帯関連する業務

(2) 第三者提供

SBパワーは、お客さま情報及び個人情報を第三者に提供する場合があります。なお、個人情報については、個人情報保護法その他の法令の規定にしたがい、SBパワーが取扱います。また、次のとおりSBパワーが取扱うお客さま情報及び個人情報を、書面の送付又は電磁的方法等により、第三者へ提供する場合があります。なお、次の情報の提供については、お客さまのお求めに応じて、お客さまが識別されるお客さま情報及び個人情報の第三者への提供を停止いたしますが、お客さまに対するSBパワー又は提供先のサービスが提供できなくなる場合があります。

- ①SBパワーは、お客さまが電気料金等の立替払を委託するSBパワーの 指定する事業者(以下「指定事業者」といいます。)に対し、当該指定 事業者によるお客さまへの継続的なサービスの提供を目的として、申 込者情報、申込者窓口情報及び請求書送付先情報に記載される氏 名、住所、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者に提供す る場合があります。
- ②SBパワーは、指定事業者の有するお客さまに対する権利保全を目的 として、申込者情報、申込者窓口情報及び請求書送付先情報に記 載される氏名、住所、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者 に提供する場合があります。
- ③SBパワーは、託送供給等契約の締結、履行、変更及び解約、解除等を目的として、係る事務に必要な氏名、住所、電話番号等の個人情報を一般送配電事業者※1の契約相手方に提供する場合があります。
- ④SBパワーは、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録又は提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、その他お客さまの識別及び提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。
- ⑤SBパワーは、お申込者又は契約者への商品、サービス、キャンペーンの案内、提供、分析、改善及びサポート等を目的として、お申込者又は契約者の個人情報(氏名、住所、電話番号等)をソフトバンク及びグループ媒介者に提供することがあります。また、その他当該商品、サービス、キャンペーンの案内、提供、分析、改善及びサポート等を行なう事業者に提供する場合があります。

(3) 共同利用について

SBパワーは、小売電気事業の運営において取得したお客さま情報及び個人情報を、次の者との間で共同利用する場合があります(SBパワーは、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さま情報及び個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者等との間でお客さま情報及び個人情報を共同利用するものではありません。)。

共同して利用する者の範囲	ソフトバンク
7170 C1777 V L V + L M	電気の供給及び調達
	SBパワーの電気料金等の請求又 は回収、お客さまからのお問い合 わせへの対応等のお客さまサポー
利用する者の利用目的	大 共同利用者のサービスの利用に関 する手続きのご案内や利用手続き 代行等のお客さまサポート及び共 同利用者による当該サービスの提
共同して利用されるお客さま情報 及び個人情報の項目	供 SBパワーが小売電気事業の運用 において取得した氏名、性別、住 所、連絡先、電話番号等の個人情 報
お客さま情報及び個人情報の管理 について責任を有する者の 氏名又は名称	当社の情報セキュリティ管理責任 者
共同して利用する者の範囲	一般送配電事業者*1、小売電気 事業者*2、電力広域的運営推進 機関*3及び需要抑制契約者*4
利用する者の利用目的	託送供給契約、発電量調整供給契約及び需要抑制契約(以下、総称して「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気需給契約の廃止取次※5のため供給(受電)地点に関する情報の確認のため電力量等の検針、設備の保守、点検、交換、停電時又は災害時給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
共同して利用されるお客さま情報 及び 個人情報の項目	基本情報:氏名、住所、電話番号 及び小売供給等契約の契約番号 供給(受電)地点に関する情報:託 送供給等契約を締結する一般送 配電事業者の供給区域、離点特 定番号、託送契約高情報、電流上 限値、接続送電サービスメニュー、 力率、供給方式、託送契約決定方 法、計器情報、引込柱番号、異動 年月日、検針日、計量日、契約状態、廃止措置方法 ネガワット取引に関する情報:発電 販売量、需要調整量、需要抑制 量、ベースライン
共同利用の管理責任者 (4) 個人情報の開示等に関する請求	基本情報:電気需給契約を締結している小売電気事業者(ただし、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)又は一般送配電事業者供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者及びその他のご相談

①SBパワーが保有する個人情報のご本人は、SBパワーに対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止(以下「開示等」といいます。)を求めることができます。ただし、請求の内容によっては、開示等に応じられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、その場合には、その理由を付してご回答いたします。なお、個人情報の利用目的の通知又は開示にあたっては、1回の申請ごとに1,650円(税込、郵便定額小為替)の手数料をご請求いたします。

②開示手続き及びその他のご相談に関しては、次の個人情報相談窓口 までお問合せください。

【小売電気事業運営における個人情報の相談窓口】

SB パ ワ ー 問 い 合 わ せ 窓 口

https://form.sbpower.co.jp/form/pub/service/contact)

[注]

※1:一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※2:小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第 2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3:電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進め、中立的に新規 電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行なう機関をいいます。 ※4:需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制 量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得 している事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につい ては、電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。)。

※5:電気需給契約の廃止取次とは、お客さまから新たに電気需給契約の 申し込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じ、お 客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して電気需給契約に係る解 約の申し込みを行なうことをいいます。

15. 広告に関するご案内

- (1) ソフトバンク又はグループ媒介者が提供する各種サービス、商品、キャンペーンなどのご案内及びパートナー企業や他社が提供する各種サービス、商品、キャンペーンなどのご案内をお客さまのメールアドレス宛にお送りいたします。
- (2) 配信停止をご希望の場合は、お送りするメールよりお手続きをお願いいたします。

16. J-クレジットによる環境への支援

- (1) SBパワーは、電気契約による供給期間中、国が認証するJ-クレジット制度により、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を増加させる活動を行う団体のうち、お客さまが指定した1団体を対象として、1契約あたり毎月50円分の支援を行います。なお、お客さまに対して支援のための金銭を請求することはありません。
 - J-クレジット制度の詳細は、次のウェブサイトでご確認ください。(https://japancredit.go.jp)
- (2) SBパワーは、J-クレジットによる支援を取りやめ、又はJ-クレジットによる 支援金額を変更することができるものとします。その場合、SBパワーの ウェブサイト又はソフトバンクのウェブサービス等を通じてご案内します。
- (3) SBパワーは、J-クレジットによる支援を、自然でんき開通後、初回検針 分より開始します。
- (4) お客さまは、支援先として指定する団体を、ソフトバンクのウェブサービス等で変更することができます。お客様が指定した団体が支援の受付を停止している場合、SBパワーの裁量により支援先の団体を選定します。
- (5) 支援先の団体の活動状況については、SBパワーのウェブサイト又はソフトバンクのウェブサービス等を通じ、ご報告いたします。

17. 自然でんきの再生可能エネルギー比率

- (1) 自然でんきの実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用することで100パーセントとし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によってはCO2排出量がゼロとならない場合があります。
- (2) 自然でんきの具体的内容及びその根拠は、次のウェブサイトでご確認ください。

(http://www.softbank.jp/energy/special/shizen-denki/)

18. そ の 他

- (1) この重要事項説明書に記載のない事項の取扱いは、SBパワーが定める 需給約款、料金表及びSB請求約款によります。
- (2) SBパワーは需給約款及び料金表の内容を、ソフトバンクはSB請求約款の内容を変更することがあります。この場合、インターネットを利用する電磁的方法等のSBパワーが適当と判断した方法にてあらかじめお客さまにお知らせします。
- (3) 需給約款及びSB請求約款等の内容は、SBパワーのウェブサイト、ソフト バンク又はグループ媒介者のウェブサービス等で確認することができま す。
- (4) 電気需給契約の変更にともない契約変更前の書面交付及び契約変更 後の書面交付を行なう場合、電子交付にて、原則として、変更後の電気 需給契約の内容のみをお知らせします。
- (5) お客さまがSBパワーへの電気需給契約の申込後において、電気の供給が開始されるまでの間に、SBパワーとの電気需給契約の前に現にお客さまへ電気を供給する小売電気事業者との間で電気需給契約に係る契約電流を変更された場合、SBパワーとの電気需給契約における契約電流は、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流に変更されるものといたします。なお、当該需給契約変更後の契約内容は、前項の方法によりお客さまへお知らせします。
- (6) 電気需給契約の締結と同時に、一般送配電事業者とSBパワーとの託送 供給契約の方式をお客さまとの電気受給契約と異なる方式に変更する 場合があります。なお、託送供給契約につきましては供給状況により随 時見直しを行います。
- (7) この重要事項説明書は、2025年2月19日より実施いたします。

19. 信用情報の共有

SBパワーは、お支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合、お名前、ご住所又はお支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供する場合があります。2

20. 契約者情報の提供

お客さまには、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定・交付に 必要なお客さま情報(氏名、住所、電話番号及び契約容量等をいいます。 なお、電気の契約者と電気料金等の請求先契約者が異なる場合には、請 求先契約者のお客さま情報及び個人情報を含みます。)を、SBパワーが一 般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることを、あらかじめ ご承諾いただきます。

21. 各種お手続き又はお問い合わせ

契約内容の変更、解約又はお問い合わせは、次のサポートセンターまで ご連絡いただきますようお願いいたします。なお、停電時のご連絡先は、SB パワーのウェブサイト、ソフトバンク又はグループ媒介者のウェブサービス等 でご案内いたします。

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

自然でんき カスタマーサポート

Q



https://u.softbank.jp/3LvQwee

0800-170-3710 [年中無休 9:00~20:00] ※海外からはご利用いただけませんのでご了承ください。

以上

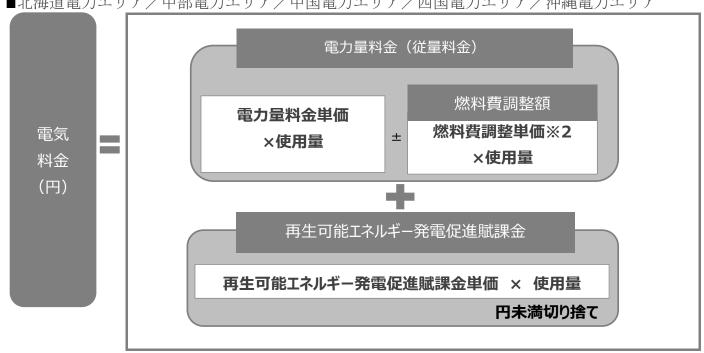
2025年2月19日 実施

SB Power

東京都港区海岸一丁目7番1号 S B パ ワ ー 株 式 会 社 代表取締役社長 高洲 史弥 [小売電気事業者登録番号:A0186]

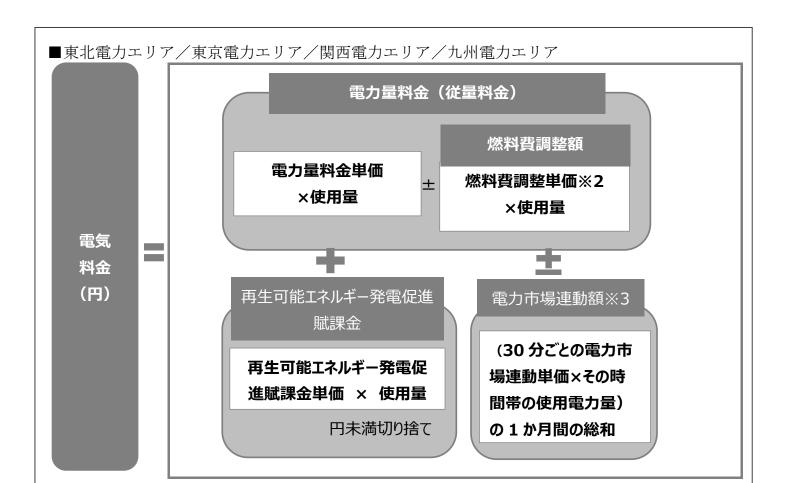
〔ご参考〕電気料金の算定方法

■北海道電力エリア/中部電力エリア/中国電力エリア/四国電力エリア/沖縄電力エリア



※1従量電灯Cの場合は、契約容量(kVA)×基本料金単価(円/kVA)となります。

※2 燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限 を設定していないため、地域の電力会社より高額となることがあります。



- ※1従量電灯Cの場合は、契約容量(kVA)×基本料金単価(円/kVA)となります。
- ※2 燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限を設定していないため、地域の電力会社より高額となることがあります。
- ※3 東北電力エリア、東京電力エリア、関西電力エリア、九州電力エリアにおける電力市場連動額は、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能性があります。

〔ご参考〕電気料金の算定例(税込)

(例) 中部電力エリアの場合

■契約電流:30A

■使用電力量:320kWh/月

〔燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦 課金単価〕

■燃料費調整単価**1:2.54 円/kWh

■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価:3.49 円

/kWh

本書において使用する単位等につ いては、次の記号で表示いたしま す。

A:アンペア

kVA:キロボルトアンペア

kW:キロワット kWh:キロワット時 %:パーセント

自然でんき(中部電力エリア)〔従量電灯B相当〕

電力量料金

27.89円/kWh × 320kWh = 8924.80円···①

燃料費調整額

2. 54 円/kWh × 320 kWh = 812.80 円 · · · ②

電力量料金合計: ①+②=9,737.60円···③

再生可能エネルギー発電促進賦課金 3.49円/kWh × 320kWh = 1,116円・・・④

(円未満切り捨て)

電気料金:③+④=10,853円/月(円未満切り捨て)

※1 燃料費調整単価は毎月変動します。

(例) 関西電力エリアの場合

■使用電力量:320kWh/月

[燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価]

■燃料費調整単価^{※1}:最初の15kWhまで 58.41円

15kWh をこえる 1kWh につき 3.89 円/kWh

■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価:3.49 円/kWh

自然でんき(関西電力エリア)〔従量電灯A相当〕

電力量料金

23.60円/kWh × 320kWh = 7,552円 $\cdot\cdot\cdot$ ①

燃料費調整額

最初の15kWhまで

58. 41円・・・②

15kWh超過

3.89円/kWh × 305kWh = 1,186.45円・・・③ 電力量料金合計:(1)+(2)+(3)+=8,796.86円・・・④

再生可能エネルギー発電促進賦課金

3. 49円/kWh × 320kWh = 1, 116円…⑤

(円未満切り捨て)

電力市場連動額

(円未満切り捨て)

電気料金: 4+5+6=11,259円/月(円未満切り捨て)

- ※1 燃料費調整単価は毎月変動します。
- ※2 電力市場連動単価は2023年4月1日から2024年3月31日までの電力市場価格の平均を用いて 算定した場合の、一般的な電気のご使用の場合の平均単価です。実際の単価は30分ごと に異なります。なお、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能 性があります。

以上

別 紙 2

燃料費調整

需給約款別表 2 (燃料費調整) における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付表〕

עאַ עון х		<u> </u>		
供給区域	α、β およびγの 値	基 準 単 価 〔1 キロワット時 につき〕 (最低料金が適用 される場合)	基準燃料価格	
北海道電力	$\alpha = 0.1874$ $\beta = 0.0899$	17 銭 3 厘	80, 800 円	
エリア	$\gamma = 1.0036$			
北海道電力	$\alpha = 1.0000$			
エリア	$\beta = 0.0000$	0銭1厘	79, 300 円	
(離島) *	$\gamma = 0.0000$			
	$\alpha = 0.0259$			
東北電力エリア	$\beta = 0.2563$	19銭7厘	83, 500 円	
., = =	$\gamma = 0.8915$,,,	,	
	$\alpha = 1.0000$			
東北電力エリア	$\beta = 0.0000$	0銭1厘	79, 300 円	
(離島)*	$\gamma = 0.0000$,	
	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘		
東京電力エリア	$\beta = 0.3827$		86, 100 円	
) () () () () () () () () () ($\gamma = 0.6584$			
	$\alpha = 0.0275$		45, 900 円	
中部電力エリア	$\beta = 0.4792$	23 銭 3 厘		
I HIVESON > >	$\gamma = 0.4275$			
	$\alpha = 0.0140$		27, 100 円	
関西電力エリア	$\beta = 0.3483$	16銭5厘		
	$\gamma = 0.7227$	(2円47銭5厘)		
	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘	80, 300 円	
中国電力エリア	$\beta = 0.0992$			
	$\gamma = 1.1994$	(3 円 18 銭 5 厘)	33, 333 1.	
	$\alpha = 1.0000$	0銭1厘	79, 300 円	
中国電力エリア	$\beta = 0.0000$	(1銭7厘)		
(離島)*	$\gamma = 0.0000$, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	
	$\alpha = 0.0875$			
四国電力エリア	$\beta = 0.0770$	15 銭 4 厘 (1 円 69 銭 4 厘)	80,000円	
	$\gamma = 1.1770$		30, 000 1	
	$\alpha = 0.0053$			
九州電力エリア	$\beta = 0.1861$	13 銭 6 厘	27, 400 円	
> =/11 rea/y : / /	$\gamma = 1.0757$			
	$\alpha = 1.0000$			
九州電力エリア	$\beta = 0.0000$	0銭3厘	79, 300 円	
(離島)*	$\gamma = 0.0000$		70,000 1	
	, 0.000			

	$\alpha = 0.0065$	27 銭 3 厘 (2 円 72 銭 8 厘)	81, 500 円
沖縄電力エリア	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$	(2 円 /2 5% 0 座)	
沖縄電力エリア	$\alpha = 1.0000$	2銭6厘	
作種電刀エック (離島) *	$\beta = 0.0000$	(26 銭 4 厘)	79, 300 円
(四此四) 个	$\gamma = 0.0000$	(20) (2 年) (三)	

^{*}北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアの燃料費調整額は、本土と離島の燃料費調整額を合算して請求いたします。

「自然でんき」 (Powered by SB パワー) 重要事項説明書

本書面は、お客さまが「自然でんき」にお申し込みされる際に、注意が必要な重要事項を説明するものです。また、サービス、料金に関わる詳細な情報は下記 ウェブサイトに掲載していますので、本書面とあわせて、必ずご確認ください。

http://www.softbank.jp/energy/special/shizen-denki/

「自然でんき」に関する重要事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ、内容をご確認ください。

1.「自然でんき」Powered by SBパワーとは

- ・「自然でんき」とは、個人のお客さまにSBパワー株式会社(以下「SBパワー」といいます。)が電気を供給する際の契約プランの総称です。また、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)又はソフトバンクグループ株式会社の子会社又は関連会社(SBパワーを除き、以下総称して「グループ媒介者」といいます。)とSBパワーとの業務提携により、ソフトバンク又はグループ媒介者がお客さまとSBパワーとの間の電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)の契約締結手続き業務等(電気需給契約の媒介業務)を受託し、お客さまは需給契約をソフトバンク又はグループ媒介者にお申し込みいただくものです。
- なお、電気の供給は、SBパワーが行ないます。
- ・お客さまが電気料金についてソフトバンク又はグループ媒介者の携帯電話等のご利用料金とあわせてお支払いすることをご希望される場合には、「ソフトバンクでんき Powered by SBパワー 請求サービス約款」(以下「SB請求約款」といいます。)に基づき、電気料金と携帯電話等のご利用料金をまとめてお支払いいただけます。

2.「ソフトバンクでんき Powered by SBパワー請求サービス」に関する重要事項

- ・SB請求約款にあ基づく請求(以下「SB請求」といいます。)は、お客さまと SBパワーが締結する需給契約に基づく電気料金又は工事費負担金等相 当額及び違約金その他需給契約に基づく電気料金以外の債務(以下、 総称して「電気料金等」といいます。)を、ソフトバンク又はグループ媒介者 が、SBパワーに代わってお客さまにご請求させていただくサービスです。
- ・SB請求における電気料金等相当額のお支払日は、ソフトバンク又はグループ媒介者が定める日といたします。なお、お支払いに関する条件は、SB請求約款によります。
- SB請求は、原則としてお申し込みされた月の翌月以降、ソフトバンク又は グループ媒介者の携帯電話、固定通信サービス等の請求が発行される月 から適用いたします。
- 現在契約において、ソフトバンク又はグループ媒介者の携帯電話又は固定通信サービス等のご利用料金のお支払いを滞納されているお客さまは、 SB請求によるお申し込みはできません。
- 所定のお支払期日を過ぎた場合、お客さまは、ソフトバンク又はグループ 媒介者に対し、年14.5%の割合で算定した延滞利息をお支払いいただき ます。
- ・ 電気料金等相当額の総額は、My SoftBank等よりご確認いただけます。
- ・需給契約の内容、月々の電気料金等の内訳、その他SBパワーからのご案内は、原則としてソフトバンクのウェブサービスを通じてお客さまにお知らせします。なお、ログインのID又はパスワードは、ソフトバンクからお客さまにお知らせします。
- SB請求の組合せ対象となるソフトバンクの携帯電話又は固定通信サービスは次のとおりです。

7 1000 C 7 6				
携帯電話·通信機器	iPhone、iPad、スマートフォン、ケータイ、タブ レット モバイルWi-Fiルーター			
固定通信サービス	SoftBank 光、SoftBank Air			

- ・ 需給契約又はSB請求の解約は、SBパワー、ソフトバンク又はグループ媒介者の窓口までお問い合わせください。
- 需給契約とソフトバンク又はグループ媒介者の携帯電話等通信サービスを同時に解約された場合、解約時期によっては、ソフトバンク又はグループ媒介者の携帯電話又は固定通信サービスの契約解除料が発生する場合があります。

- ・ 理由のいかんを問わず、SB請求が終了した場合、ソフトバンク、グループ 媒介者又はSBパワーがSB請求を条件として提供している特典、その他の 経済上の利益の提供は、ただちに終了いたします。
- ・ ソフトバンクは、お客さまに事前に通知のうえ、SB 請求に係るサービスの 全部又は一部を変更したり、提供を終了したりする場合があります。

【ソフトバンクでんき Powered by SBパワー請求サービスの解除条件】

- ・ 次のいずれかに該当した場合、SB請求を受けられなくなります。
- 需給契約を解約した場合
- 需給契約の名義変更を行なった場合
- ソフトバンク又はグループ媒介者の携帯電話又は固定通信サービス等において、毎月の利用料金を支払期日までにお支払いいただけない場合
- SB請求において、毎月の電気料金等を支払期日までにお支払いい ただけない場合

3. 需給契約の媒介事業における個人情報の取扱い

1. 個人情報の利用目的

ソフトバンク又はグループ媒介者は、需給契約の媒介又はこれに付随する業務(以下、総称して「本件業務」といいます。)に関し、お客さまの個人情報を次の目的で利用いたします。

- (1) 個人情報の利用目的
 - ①本件業務の拡販活動及びイベント等のご案内、お申し込みの受付、契約の締結及び履行並びに契約の適用に係る判断
 - ②お客さまからのお問い合わせへの対応
 - ③小売電気事業者との需給契約及び本件業務の利用に関するお手続き のご案内及び情報提供などのお客さまサポート
 - ④小売電気事業者との需給契約及び本件業務に関する電気料金の計算及び電気料金の請求、並びにソフトバンクの他事業におけるご利用料金との合算請求等
 - ⑤本件業務にともなう事故及び不正利用の防止
- ⑥マーケティング調査及び分析
- ⑦経営分析のための統計数値作成及び分析結果の利用
- ⑧ソフトバンク及び他社の商品、サービス並びにキャンペーンのご案内等
- ⑨本件業務に関する電気工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、 設備機器の搬送、設備の不具合修正及びソフトウエア更新を含む障害 への対応等
- ⑩託送供給(「接続供給」及び「振替供給」の総称)に関するご案内及び 契約の締結又は媒介等
- ⑪託送供給契約又は発電量調整供給契約の締結若しくは媒介、変更又 け解約
- ⑫需給契約の廃止取次
- ③供給(受電)地点に関する情報の確認
- ④電力量等の検針、設備の保守、点検及び交換、停電時又は災害時等の設備の調査その他の託送供給契約基づく一般送配電事業者への協力
- ⑮その他、本件業務及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務なお、上記以外の目的でその個人情報を利用する場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただいたうえで利用いたします。

(2) 本件事業で利用する個人情報

ソフトバンク又はグループ媒介者は、利用目的に沿って個人情報を次の内容で共同利用する場合があります。

④需給契約の申込者の個人情報:氏名、生年月日、性別、住所、連絡 先、電話番号、電子メールアドレス、需給契約の契約番号、供給地点 特定番号、需給契約の契約期間、金融機関の口座情報、その他需給 契約を締結するために必要な情報及び各種サービスを提供するため に必要な情報

⑤供給(受電)地点に関する情報: 託送供給契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備の有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法その他本件業務及び各種サービスを提供するために必要な情報

2. 個人情報の共同利用

ソフトバンク又はグループ媒介者は、利用目的に沿って個人情報を次の 内容で共同利用する場

合があります。

- (1) ソフトバンク又はグループ媒介者と共同利用する者 SBパワー
- (2) 共同利用の目的 上記1. (1)個人情報の利用目的に同じ
- (3) 共同利用する個人情報 上記1. (2) 本件業務で利用する個人情報に同じ
- (4) 個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称 当社の最高データ責任者

3. 第三者提供

ソフトバンク、グループ媒介者及びSBパワーは、個人情報保護法その他の法令の規定にしたがい、ソフトバンク、グループ媒介者及びSBパワーが取扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、次のとおりソフトバンク、グループ媒介者又はSBパワーが取扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) ソフトバンク又はグループ媒介者は、第三者機関が実施する小売電気 事業に関する申請を目的として、係る業務に必要な個人情報(氏名、 住所、電話番号等)を関係各省庁、自治体、協会等に提供する場合が あります。
- (2) ソフトバンク又はグループ媒介者は、小売電気事業者による電気の供給又は電気の供給に関わる業務を実施するために必要な個人情報(氏名、住所等)を、小売電気事業者等に提供する場合があります。
- (3) ソフトバンク又はグループ媒介者は、対人対物賠償保険等の締結、又はこれを維持することを目的とし、必要な個人情報(氏名、住所、建造物に関する情報等)を保険会社に提供する場合があります。
- (4) ソフトバンク又はグループ媒介者は、他社との提携サービスの提供を 目的として、提携サービスの登録又は提供に必要な個人情報(氏名、 住所、電話番号、メールアドレス、その他お客さまの識別及び提携サ ービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合が あります。

4. 個人情報の開示、訂正等及び利用停止等について

- (1) ソフトバンク又はグループ媒介者がお客さまより取得した個人情報の利用目的の通知又は開示若しくは訂正等をご本人から求められた場合、書面にて回答させていただきます(ただし、ご本人の同意を得られた場合は、書面以外の方法で回答する場合があります。)。なお、利用目的の通知、又は開示を行なう際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料をご請求する場合があります。
 - ・個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求の手順

(https://www.softbank.jp/privacy/management/procedure/)

(2) ソフトバンク又はグループ媒介者が、お客さまより取得した個人情報の開示若しくは訂正等に関するお客さまご本人からのお問い合わせ、及びその個人情報の取扱いに関する苦情のお申し出は、次の連絡先までお寄せください。

個人情報お問い合わせ窓口

受付電話番号 0088-210-051

受付時間 午前9時~午後5時(土曜、日曜、祝日を除く)

4. 広告に関するご案内

- ソフトバンク又はグループ媒介者が提供する各種サービス、商品又はキャンペーンなどのご案内若しくはパートナー企業や他社がご提供する各種サービス、商品又はキャンペーンなどのご案内を、お客さまのメールアドレス宛にお送りいたします。
- ・なお、上記広告に係るメール配信の停止をご希望の場合は、お送りする メールよりお手続きをお願いいたします。

5. 各種お手続き・お問い合わせ

契約内容の変更、解約又はお問い合わせは、次のサポートセンターまでご連絡ください。

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

おうちでんき カスタマーサポート





https://u.softbank.jp/3LvQwee

0800-170-3710 「年中無休 9:00~20:00] ※海外からはご利用いただけませんのでご了承ください。

以上

2025年2月19日 ソフトバンク株式会社

- ※ 記載内容は2025年2月19日現在のものです。
- ※ 記載された価格は、特に指定がない限り税込価格となります。
- ※ サービス内容及び提供条件は、改善などのために予告なく変更する 場合があります。
- ※ 記載されている会社名、製品名及びサービス名は、各社の登録商標及び商標です。

主な用語説明

	コストが高いなどの理由によりなかなか普及が進まない再生可能エネルギーについて、電気の利用者皆様のお力を借りて、再生可能エ
	ネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの柱のひとつになるよう育てるための制度です。
固定価格買取制度	 再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電気
	事業者が買い取ることを義務付けるものです。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。
再生可能エネルギー	 固定価格買取制度において、電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力量に比例した賦課金によってまかなうこととしており、電
発電促進賦課金	気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることとなっております。
低 圧	標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。
契 約 電 流	契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
契 約 容 量	契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
=7 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	電気事業法第18条にしたがい、一般送配電事業者が定める託送供給約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいい
託 送 供 給 約 款 	ます。)。
献 自 併 纶 奶 勃	電気事業法第21条にしたがい一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいま
離 島 供 給 約 款 	す。)。
小売電気事業者	電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
一般送配電事業者	電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
	・省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、 CO_2 などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認
] - クレ ジット 制 度	証する制度をいいます。
フェクレンッド制度	・本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-VER)制度が発展的に統合した制度で、国により運営されています。
	・本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

※上記に記載のない事項については、SBパワーの電気需給約款をご参照願います。

以上